

目黒会東北総支部会則

平成 17 年 6 月 19 日制定

平成 18 年 6 月 17 日改定

平成 24 年 6 月 16 日改定

第 1 条（名称と所在地）

1. 本会は、目黒会東北総支部と称する。
2. 所在地は、本会の総支部長の住所とする。

第 2 条（目的）

1. 本会は、電気通信大学の同窓会「目黒会」の東北総支部の会であって、会員相互の親睦と友好、情報交換を図ることを目的とする。

第 3 条（会員資格）

1. 会員の資格は、目黒会の会員(正会員に限らない)で東北地区に在住している人、または、かつて東北総支部に所属していた人とする。
2. 前項 1 に該当しない人であっても、会員の推薦があり、目黒会で承認されれば、推薦会員となることができる。

第 4 条（総支部役員）

1. 本会は、次の役員を選出し、総支部の運営を行う。ただし、総支部長は、目黒会正会員でなければならない。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 総支部長 | 1 名 |
| (2) 副総支部長 | 1 名 |

- (3) 幹事 6名(各県1名)*1
- (4) 事務局長 1名*2
- (5) 会計担当 1名
- (6) ホームページ（HP）担当（正副）2名
- (7) 会計監事 1名

2. 任期は2年*3とし、再任・兼任は妨げない。

第5条（支部代表代議員）

1. 本総支部は目黒会の要請に従い、本総支部の正会員の中から1名の支部代表代議員を選任する。
2. 支部代表代議員の選任は総支部総会での議決によることを基本とし、総支部総会の開催が困難な場合は総支部役員会にて議決するものとする。
3. 支部代表代議員の選任時期・任期等の条件は目黒会からの要請に含まれるものとする。
4. 支部代表代議員に欠員が生じた場合、第5条1と2に従い、速やかに補充の支部代表代議員を選任する。
5. 補充の支部代表代議員の任期は、前任の支部代表代議員の任期を引き継ぐものとする。但し、補充代議員の残りの任期が6ヶ月未満の場合は選任しない。
6. 支部代表代議員は、第4条記載の総支部役員との兼任を妨げない。

第6条（個人情報保護）

1. 総支部役員、支部代表代議員及び総支部が管理する事務局員は、一般社団法人目黒会個人情報保護規程を準用し、個人情報の保護に努めなければならない。

第7条（活動）

1. 本会は会員相互の親睦と友好を深めるために、次のような活動を行う。

(1) 総支部総会

毎年6月第3週の土曜日または日曜日を基本とし、都合により変更する場合には、3ヶ月前に事務局から連絡することを原則とする。議決事項は出席者の多数決による。

(2) 役員会

第4条1の役員をもって組織し、総支部の運営にあたる。必要に応じて総支部長が招集する。

(3) 技術交流会

奇数月（隔月）の土曜日または日曜日で講演者の予定を第一優先として、出席メンバーへの連絡を事務局が行ない、決定するのを原則とする。ただし、予定が合わない場合は、開催しない場合もあるものとする。

(4) ホームページの作成・維持

総支部または本部の情報について、掲示した方がよいと思われる情報は、総支部長の承認の下に、個人のプライバシーを侵さない範囲で掲載し、会員の情報の共有化の一助とする。

第8条（会費・経費等）

1. 年会費等は、原則として徴収しない。
2. 本会の会合に必要な経費は、出席者が費用を均等に負担することを原則とする。
3. 目黒会本部より総支部に渡される助成金は、総支部の活動に必要な費用に充当する。

4. 会員の相互の連絡は、可能な限り電子メールを使用して、通信費等の軽減を図る。なお、過大な通信費を要する場合は、通信費として個人宛に請求することができる。

第9条（慶弔）

1. 慶弔見舞金は、原則として支出しないものとする。
2. 会員に関しての祝電、弔電は、本人や会員からの推薦や連絡があったとき、本総支部として出すことができる。
3. 功労者等への記念品等の贈呈は、原則として行わないものとする。
4. 有志による本会の名称を使用した贈呈、祝電、弔電等を妨げるものではない。ただし、本会の名称を使用した場合は、原則として、事務局に連絡するものとする。

第10条（会計報告）

1. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。*4
2. 昨年度の会計報告は、総支部総会において行い、承認を得る。
3. 会計等に関するデータをパソコンで管理し、目黒会本部からの報告要求に対して、何時でも対応できる体制とする。

第11条（その他）

1. 会則に定めていない事項について運用の必要が生じた場合は、原則として、役員会で審議決定し、運用することができる。そのような場合には、総支部総会に報告するものとする。
2. 本会則の改廃は、総支部総会で行う。

（注）平成17年6月19日制定時

*1 幹事3名

*2 事務局 1 名（会計を兼務）

*3 任期は 1 年

*4 会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日の 1 年間とする。